

吹田市土壌・地下水汚染浄化対策等専門家会議傍聴に関する事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市土壌・地下水汚染浄化対策等専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 専門家会議の傍聴希望者は、所定の場所で所定事項を傍聴希望者受付票に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、会議の開催時刻の15分前から5分前まで行う。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、5名以上8名以下の範囲内で会場の広狭に応じて環境部長が定める。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選によるものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、環境部長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、秘密会を開く決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの基準に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項が生じたときは、環境部長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年6月2日から施行する。

この要領は、令和3年2月1日から施行する。